



非正規職員の療養休暇、労働災害休暇、保育休暇等が有給化へ

他方、賞与、手当等の改善についてはゼロ回答

6月5日付けの大学側の回答書にて、非正規職員の休暇制度について、有給休暇を除く各休暇について、正規職員と同等の内容となる見込みであることが示されました。とりわけ、療養休暇、労働災害休暇、保育休暇の有給化は、非正規職員の格差を是正するためにも絶対に必要な制度であり、一歩前進と言えるでしょう。

①現在無給であり、有給化される特別休暇

療養休暇	産後休暇
生理休暇	母体保護休暇
労働災害休暇	保育休暇
障害者通院休暇	介護休暇
産前休暇	ドナー休暇

②新設される有給の特別休暇

種別	期間
結婚休暇	連続する5暦日
父母の追悼休暇	1日
災害復旧休暇	7日以内
人間ドック休暇	2日以内(1年につき)
ボランティア休暇	5日以内(1年につき)

しかしながら、5年雇止め問題や、賞与、手当などの待遇格差は依然として残されたままであり、採用時の有給休暇日数も依然として6ヶ月以上の雇用期限を定めて雇用された場合でも5日、6か月未満の場合は0日と、正規職員の20日に遠く及びません。非正規職員の雇用を守り待遇を改善させるためにも、更なる交渉が必要です。

5年雇止め問題とクーリング期間について

組合が要求した、「雇用年数の特例」の追加、6ヶ月間のクーリング期間を経ないでの再雇用、および新型コロナウイルス感染症拡大による雇用情勢悪化に伴う雇用期限の一時延期については、いずれもその理由も明確に示さず、取り扱いに変更は無いとする不誠実な回答でした。また、大学側は「本学の教育研究力の強化という観点から、現行ルールの見直しについて(中略)、大学としてそういった対応が可能かどうかというところから、様々な観点で検討を行っているところです」としながら、その検討内容について、詳細を一切明らかにしていません。この「現行ルールの見直し」は2019年3月8日の団体交渉において、関事務局長が検討を行うことを明言しており、その後1年以上にわたり、具体的な検討内容や進捗状況、期日についての説明がなされていないのは、非常に不誠実な態度と言わざるを得ません。

同一労働同一賃金ガイドラインについて

組合がガイドラインに沿った、待遇の改善を求めたのに対し、大学は「必ずしもガイドラインに示されている指標のみによって不合理であるか明らかとなるわけではなく、個別具体的な待遇の違いの不合理性の判断に当たっては、司法判断により示された解釈を重視すべき」として、ガイドラインを軽視する回答を行いました。司法判断

によらなければ、待遇が改善されないというのなら、一体何のためのガイドラインなのでしょう。大学自身、改正労働契約法への対応についての資料で、「有期労働契約の反復更新の下で生じる雇い止めに対する不安や、有期労働契約であることによる不合理な労働条件が問題となっている」と述べています。今後も「パートタイム・有期雇用労働法」及び、「同一労働同一賃金ガイドライン」に趣旨に沿った待遇の改善を求めていきます。

賞与・手当・福利厚生の待遇改善について

先に記したように、年次有給休暇以外の休暇については、正規職員との待遇差がなくなる見込みとなりました。しかし、それ以外の待遇差について大学側は、「ガイドラインは正規雇用労働者と非正規雇用労働者について、待遇の決定条件ないしルールを同じくする場合で、かつ、職務の内容や職務の内容及び配置の変更の範囲がほぼ同一であるケースにおける考え方を示しているものであり…」と、パートタイム・有期雇用労働法及びガイドラインの趣旨を曲解し待遇の格差を正当化しています。ガイドラインを素直に読めば、北大の非正規職員の

待遇が、違法であることは明らかです。例えば賞与について、ガイドラインでは正規職員については業績への貢献に応じて支給しているものについては、非正規職員についてもその貢献度に応じた支給をしなければならないとしており、賞与無しという北大の現状が、ガイドラインに反していることは明白です。また、地域手当や寒冷地手当、有給休暇について、ガイドラインでは、正規職員と同一の地域や同一の勤続期間である非正規職員には、同一の手当てや休暇を付与しなければならないとされており、職務内容や配置転換の有無の違いによる待遇の格差さえ認められていません。

正規職員と、非正規職員の待遇格差とその解消の必要性は、誰しもが認めるところであり、日本の社会全体の課題でもあります。また、新型コロナウイルス感染症に伴う非常事態であるからこそ、雇用を守るとは非常に大切であり、雇用を守るとは経済を守ることにもつながります。既に北海道大学の職員の約半数は非正規職員であり、非正規職員なしに大学運営は成り立ちません。その責任の重さと、職務内容に合った、正当な待遇を要求していきましょう。

(副執行委員長・日下 稜)

<https://hokudai-shokuso.sakura.ne.jp/htm/kousyou/20200605kaitou.pdf>

大学からの回答の詳細は北大職組のホームページをご覧ください👉👈



2020 年度北大組合定期大会

8月1日(土) オンライン開催

10:00開始 13:00終了予定

大会で活発に議論し、組合活動を一層活性化しましょう！

次期組合の運営を担う執行委員をなさる方も大募集しています！

農学部・農学院学生の7.5%が収入ゼロと回答

4月10日から22日にかけて、オンライン授業に向けた学生のネット環境と新型コロナによる学生生活への影響の把握を目的として、農学部・農学院の学生を対象としたアンケート調査を実施しました。グループLINEや、農学部・農学院メーリングリストで回答を呼びかけ、Googleフォームで回答してもらいました（日英語併記）。最終的に、回答数は662となりました。

衝撃的だったのは、新型コロナの流行拡大に伴う1か月あたりの収入（親からの仕送りや奨学金を含む）の変化を聞いた設問でした（図参照）。回答数556（無回答6除く）のうち、変化なし（収入増含む）は38.6%だったものの、全体の61.4%は収入が減ったと回答しました。具体的には、1～3割減少32.0%、4～6割減少15.1%、7～10割減少14.3%であり、そのうち10割減少、つまり収入が全くゼロになったと回答した学生は7.5%（実数49名）もありました。北海道大学は他の大学と比べて高所得世帯が多いと想像されますが、それでもこの比率です。極めて深刻な事態だと思います。アンケート実施時から2か月近くが経過しましたが、状況のさらなる深刻化が懸念されます。

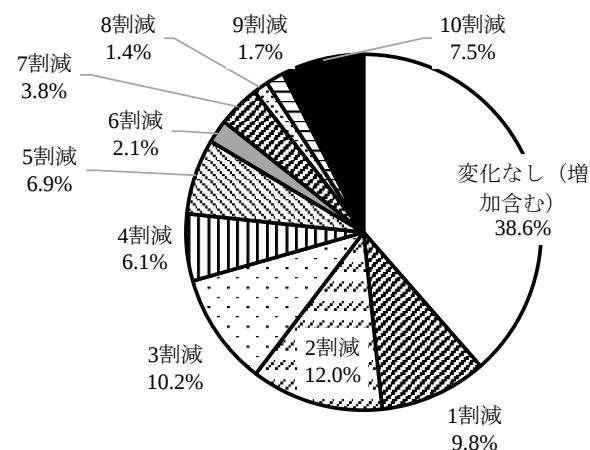
また、新型コロナで不安に感じていることを複数回答で聞くと、新型コロナ感染62.9%（回答数／回答者数[558]、以下同じ）、就職活動・進学への影響53.2%、自粛による肉体・精神面の影響48.3%、講義・ゼミ実施困難による学習面の影響47.4%、収入減少など経済面の影響37.5%などでしたが、経済的な影響が極めて深刻と推察される家賃・学費の支払い困難との回答は9.6%もありました。

すでに、国による緊急給付金、本学独自の緊急支援金、農学部同窓会の独自給付金の申請・給付が始まっています。6月9日・

10日には、農学部同窓会による米や牛乳の無償配布も行われました。ただ、学生が被っている影響は現在も継続、拡大しています。大学独自の支援には限界があり、国による学費大幅減免や給付金の金額・対象範囲の拡大といった措置が強く求められます。（農学研究院・清水池 義治）

Q8: 新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴って、1か月あたりの収入（親からの仕送りや奨学金を含む）に変化はありましたか？ 通常の1か月あたり収入を「10」とした場合で答えてください。（通常の1か月より増えた場合は10を選択）

	回答数	比率
変化なし(増加含む)	253	38.6
1割減	64	9.8
2割減	79	12.0
3割減	67	10.2
4割減	40	6.1
5割減	45	6.9
6割減	14	2.1
7割減	25	3.8
8割減	9	1.4
9割減	11	1.7
10割減	49	7.5
回答合計	656	100.0
未回答	6	



図：1か月あたり収入（仕送り・奨学金含む）の変化

【コラム】コロナ禍における登山について

少し前になるが4月20日に、日本山岳・スポーツクライミング協会、日本勤労者山岳連盟、日本山岳会、日本山岳ガイド協会の山岳四団体が「山岳スポーツ愛好者の皆様へ」と題する声明を発表した。この声明では「このような現況下で、都市を離れ、清浄な空気と自然を求めての登山やクライミング行為は、出先の方々への感染を広め、山岳スポーツ愛好者自身が感染するリスクを高めます」との理由から、「事態の収束を見るまで山岳スポーツ行為を厳に自粛していただきますよう、山岳四団体としてお願いいたします」としている。その後5月14日に「山岳スポーツ愛好者の皆様へ（2）」として、緊急事態宣言が解除されていない8都道府県以外での登山に関しては「県を横断する山岳スポーツ活動についても、多人数での登山を控えるなどの慎重な行動をお願いいたします」と述べるにとどまり、これらの県では事実上の解禁となった。5月25日には「政府の緊急事態宣言全面解除を受けて 山岳スポーツ愛好者の皆様へ」と題し、自粛要請解除後の登山・スポーツクライミング活動ガイドラインを発表した。このガイドラインでは、近距離（100km 圏内程度）や少人数（5人以内）での登山を要請し、行動中もマスクを着用することを求めている。

登山愛好家の団体である、3団体のみならず、登山を生業とする、山岳ガイド協会までもがこの声明に名を連ねたことは、私にとって驚きであった。ところで、とりわけ遭難時には自己責任とのことで、やり玉に挙げられることも多い登山だがそれほど危険な行為なのだろうか？ 2019年度

の北海道の山岳遭難の発生件数は126件（146人）であり、この数字は同年の北海道の救急車の出動件数の269,211件（実際の搬送者数は242,704人）と比べて3桁少ない。ある登山家は登山の自粛が必要な理由として医療関連のインフラを破壊するリスクがあることを挙げていたが、とりわけて登山を規制する理由にはならないだろう。もちろん、東京の高尾山のように人々が行列を作るような山は規制する必要があるだろうが、全国一律に自粛を要請する必要があるとは思われない。例えば、北海道では感染者の少ない十勝や留萌、宗谷管内などで、地元の住人が近郊の山に出向くことに感染のリスクがあるとは考えにくい。適度な運動がヒトの健康維持に必要なことは言うまでもなく、このような状況においてスポーツの中では比較的「密」を避けやすい登山を規制することが適切であると言いはない。まして、行動中のマスク着用の呼びかけは熱中症予防の観点から非常に危険である。更に問題なのは、いずれも呼びかけもその根拠が明確にされておらず、規制一辺倒であることである。このような非常事態で登山愛好家の団体として、何らかのアクションが必要であるとの考えに至ったことは理解できるし、この呼びかけ自体はそもそも感染者の少ない地方に住んでいる人をあまり念頭に置いていなかったのかもしれない。ただ、どのような状況であっても、山岳四団体には登山者の権利を最大限に尊重する姿勢は堅持することを期待している。今は、自由にどこへでも行ける日が再び来ることを願うばかりである。

（副執行委員長・日下 稜）